労調法及び日本セメント株式会社爭議に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十四年五月六日

提出者 大 矢 省

三

衆 議 院 議 長 鸺 原 喜 重 郎 殿

労調法及び日本セメント株式会社争議に関する質問主意書

質問要旨及び理由

労働基準法に規定せられている労働時間、 休日、 安全衛生の基準を労働者が嚴守することにより、 過

去における会社の運営 (超過労働と危險にさらされつつ作業していた労働者の極端な犠牲によつて運営

されて來た会社の運営)が阻害される。

これが労調法第七條にいう爭議行爲であるや。

日本セメント株式会社は、 前項に基く生産低下を理由として、 北海道上磯郡上磯町 上磯工場、 東京都

西多摩郡大久野村西多摩工場、 福岡縣田 ÌII 郡香春町香春工場においてその間日給及び月給制 (出來高 拂

制でない。) の労働者の賃金を生産低下率だけ不拂いを行つてい る。

又労働者の正当な二十四時間ストライキに際し、労働しなかつた一日分の賃金を不拂いにするだけで

なく、更に生産低下率を不拂いにする等明かに基準法第二十四條、 労組法第十一條、第十二條及び労調

法第四十條違反の惡質行爲を平然と敢行しているが、 管轄 の労働基準監督機関、 檢察廳は労働 者 の切実

なる告訴、 申請に対してなんら積極的処置を行わない のは いかなる理由である か。

又日本セメント株式会社のこの不法行爲を敢行せる事実に対し、 緊急処置としてい かなる処置をとら

れるか。

日本セメント株式会社は、 労働基準法に規定される八時間労働、 週休等の最低基準が現在にお いてす

5 履行されてい ない 程 の過重労働を労働者に行わしているが、 この会社が 九原則に藉口 して更に人員整

理を敢行せんとしているが、 これは九原 則に便乘 し労働者に極端 な犠牲を強要せ んとするものであり、

ŧ カコ < の如き使用者 の時 局 便 一乘行爲が許されるならば労働法は空文と化し、 労働者は 再び過去 の奴隷

的 地位 に . 追 い · 込ま れ、 侵略戰爭 への道を進む恐るべき前兆である。

これに対し政府はいかなる処置をとるや。

匹、 日本セメント株式会社の使用者は、 自ら労働協約の有効期間中であるにかかわらず破棄して爭議を挑

発し、 すでに現在約七○%の生産高を占むる四 工場を無期限 に閉 鎖 生産 は激 減 てい

これ はセメント生産 \mathcal{O} 國家的 重要性から、 又現· 在の社会状勢下にあ つて は労働 者の 生存権を 破 壞

実質的に爭議権を封殺してしまう強暴な行爲であり、 当然労働法の精神又公益上の立場から使用者側 \mathcal{O}

権利の濫用であり、 かくの如き資本家側の生存権を破壞し、 公益を無視して自ら積極的に敢行する無期

限 強力工 場閉鎖は違法性をもつものであり、これに対する処置 如 何。

 日本セメント の労働争議はすでに二月中旬以來三箇月になんなんとしており、 労働 省の協約 有効の見

解が発表され、 又各地: 方裁判证 所におい ても協 約 有効の 仮処分決定が出ているようであるが、 L カン も会社

側 \mathcal{O} 協 約 破 棄 專 |体交渉 0 否認、 工場 別鎖、 賃金不拂等極 \emptyset て悪質な、 L かも強暴な 積 極的 攻 撃 は 更に

続けられており益る深刻化し、全然解決の曙光が見出せない。

の争 議は國家的に極めて重要な問題であると思うが、 政府はこの問題に対しいかなる見解をもつて

おるや。